

情 報 交 換 会

令和 6 年 6 月 20 日（木）

議場

○ 議 題

1. スマートシティ江津推進構想アクションプランの進捗状況について（資料）【政策企画課】
2. 江津市公共施設等総合管理計画の一部改訂について（資料）【管財課】
3. 令和 6 年度新型コロナウイルス定期予防接種について（資料）【健康医療対策課】
4. 可燃ごみの外部処理に伴う収集時間について（資料）【市民生活課】
5. 江津市国民健康保険データヘルス計画の策定について（資料）【保険年金課】
6. 地域計画の策定について（資料）【農林水産課】
7. タクシー利用助成事業について（資料）【地域振興課】
8. 江津市小、中学校プール施設整備方針について（資料）【学校教育課】
9. その他

項目		取り組み	進捗
①市民サービスの改革に関すること	窓口改革（フロントヤード改革）	オンライン申請（アプリ等の活用）	○LINE公式アカウント導入 ○オンライン申請システム26業務の運用開始の有無を確認
		オンライン申請（Web口座振替受付）	オンライン申請サービスを行っている金融機関の調査と庁内合意の形成
		書かない窓口	○先進地視察 ○窓口業務のBPR ○窓口体験調査
		キャッシュレス決済	関係部署との設置場所の検討
		リモート窓口	設置予定場所の検討
	マイナンバーカードの利用拡大	住民票等のコンビニ交付	○システムの導入 ○令和5年7月運用開始
	情報発信	SNSの活用拡大	○先進地視察 ○LINE公式アカウント導入
		HP改革	○HPの改善点の洗い出し
		統合型GISを活用した道路台帳・都市計画図の電子化と公開	○令和6年度予算計上
	教育環境の向上	校務支援システムの導入	○システムの導入
		放課後児童クラブの連絡手段の追加	○施設のインターネット環境整備 ○システムの検討
	地域交通の利便性向上	MaaSの導入	○ワーキンググループでの検討
	デジタル人材の育成	デジタル人材育成支援	○委託業者の選定・イベント開催
	持続可能な地域医療体制の構築	救急医療ICTネットワーク整備	令和6年度以降実施
	自治体の情報システムの標準化・共通化	基幹20業務の標準準拠システムへの移行	○標準化対応方針決定 ○スケジュール確認 ○標準仕様とのFit&Gap分析 ○文字同定作業

項目		取り組み	進捗
②業務プロセスの改革に関する こと	業務プロセスや作業内容の改革	B P R（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）の推進	○BPRを実施（業者委託） ○BPR手法の内製化を検討
		BPRの推進（ローコードツールやAI-OCR・RPAへの置き換え）	○ローコードツール、AI-OCRとRPAの検討
		BPRの推進（議事録ソフトの導入）	○利用頻度増加。月10回程度の利用。教育委員会定例会、企画会議などで活用。
		BPRの推進（アウトソーシング）	○BPRの実施
		BPRの推進（アナログ規制の点検・見直し）	○BPRの実施
		生成AIの活用	○生成AIの活用準備
	事務のペーパーレス化	市議会資料のペーパーレス化	○3月議会情報交換会から運用開始
		電子決裁	○文書管理の新ルールを各部署に確認 ○電子決裁の試行 ○勤怠管理システムの導入
	事業効果の向上	ナッジ理論	○ナッジユニットの庁内設立
	コミュニケーションの改革	チャットツールの活用	○チャットツールアカウントを全職員に配布
		電話改革	令和6年度以降実施
③人と組織の改革に関する こと	働き方改革	テレワークの導入	○先進地視察 ○テレワークPCの試用
	人材育成	職員研修制度の確立	○ITパスポート取得のための職員研修を6回開催 ○取得者の割合7%
		課題の整理・解決能力の向上	○RPAとAI-OCRの研修を行うための予算計上
	組織の在り方検討	スマートシティの実現	○DX推進委員の各部署設置 ○DX推進委員会を6回開催

江津市公共施設等総合管理計画の一部改訂について

・維持管理経費（P14）

直近5か年の管理経費は以下のとおりです。

昨今の電気代等の値上げはあるものの、さらなる公共建築物の縮減が必要になります。

単位：千円

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
維持管理経費※	399,209	360,470	364,242	312,550	337,911

※維持補修費、光熱水費

・脱炭素化の推進（P26）

本市は、脱炭素社会実現のため、令和5年（2023年）6月に令和32年（2050年）までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言しました。

令和3年（2021年）5月から供用を開始した本庁舎には、地中熱ヒートポンプシステムを導入するなど、環境に配慮した取り組みを進めてきました。

既存の公共建築物においても、地域で再生可能エネルギーなど環境にやさしい電力供給している電力に率先的に切り替えるとともに、ZEB化による改修を進めていきます。

令和6年度新型コロナウイルス定期予防接種について

1. 位置づけ

令和6年3月31日に無料接種(特例臨時接種)が終了し、令和6年4月1日以降は予防接種法上、季節性インフルエンザと同様の「B類疾病の定期接種」として位置づけられた。定期接種の概要は下記のとおり。

2. 目的

個人の発症またはその重症化を防止し、併せてその蔓延予防に資する

3. 期間

令和6年10月1日(火)～

4. 対象者

(1) 江津市に住民票があり、接種日時点で65歳以上の人

(2) 江津市に住民票があり、接種日時点で60歳～64歳の人(※)

(※) 厚生労働省令で定める、心臓、腎臓若しくは呼吸器等の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される人、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な人

5. 接種回数

1回

可燃ごみの外部処理に伴う収集時間について

エコクリーンセンター基幹的設備改良工事期間中の焼却炉稼働停止に伴い、一時的に可燃ごみの外部処理を行います。

江津地区は、浜田市生湯町の(有)浜田浄化センターに、桜江地区は、川本町の邑智総合事務組合・邑智クリーンセンターに可燃ごみを搬入します。

江津地区については、施設までの距離が長くなるため、収集時間に影響が出ることが予想され、このことについて市民へ周知を行う。

1. 外部処理先（江津地区）

- ・浜田市生湯町 1171 (有)浜田浄化センター 生湯工場

2. 対象

○収集可燃ごみ …毎週（月火木金）

3 t パッカー車 3 台/日（1 台あたり 5 ～ 6 回の搬入）

1 回の搬入あたり往復で約 16.9 km の走行距離が延長

※資源回収用具の事前配布も収集時に行う …毎月（第 2 ～ 4 火）

（資源回収日：毎月第 2 ～ 4 水）

※可燃の粗大ごみ …通常通りエコクリーンセンターへ搬入する。

3. 対象期間

令和 6 年 7 月 8 日～ 8 月 30 日（予定）

4. 周知・広報

6 月下旬に、別紙の案内（回覧）文書を江津地区の自治会あてに送付
江津市ホームページに掲載

※桜江地区の収集可燃ごみは、川本町の邑智クリーンセンターへ搬入するが、ごみ収集車の走行距離延長は無く、収集に影響は出ないものとする。

ごみ収集等が 遅れる場合があります

可燃ごみ焼却施設「エコクリーンセンター」の大規模工事に伴い、一定期間焼却炉を全停止します。
期間中は市外の施設にごみを搬入するため、一部の地区において収集作業等の遅れが生じる場合があります。

地区：桜江地区を除く江津地区全域

対象：「燃やせるごみの収集」

「資源回収の用具配布」

期間：令和6年7月8日～

8月30日の間（予定）

夕方5時以降となる場合もありますが、
当日中には作業を行います。
市民のみなさまには
ご迷惑をおかけしますが、
ご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ
江津市 市民生活課
施設管理係
TEL 0855-52-7936

江津市国民健康保険 第3期データヘルス計画 令和6年度（2024年）～令和11年度（2029年）

1. データヘルス計画の主旨と他計画との整合性

データヘルス計画とは	
国民健康保険法に基づく保険事業の実施に関する指針において、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求める」ことが掲げられた。これを踏まえ、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画（データヘルス計画）を策定する。	
データヘルス計画の目的	
江津市民が生活習慣病を重症化することなく、元気にいきいきと自立して暮らせる	
他計画との位置づけ	
本計画は健康増進法に基づく「基本的な方針」を踏まえるとともに、健康増進計画や医療費適正化計画（島根県）、介護保険事業（支援）計画、高齢者保健事業の実施計画及び国民健康保険運営方針との整合性を図るものとする。	
関係者連携	
国保担当が中心となって、関係部局や関係機関の協力を得て、保険者の健康課題を分析し、計画を策定する。また、後期高齢者医療担当や介護保険担当、生活保護（福祉事務所）担当と連携してそれぞれの健康課題を共有するとともに、後期高齢者や生活保護受給者の健康課題も踏まえて保健事業を展開する。	
計画の評価	個別事業の評価
設定した計画の評価指標に基づき、KDBシステム等を活用し、計画の最終年度のみならず、中間時点等計画期間の途中で進捗確認及び中間評価を実施する。	設定した保健事業ごとの評価指標に基づき、KDBシステム等を活用し、毎年度、評価を実施し、必要に応じて次年度の保健事業の実施内容等の見直しを行う。

2. データヘルス計画の構成

基本構成
計画策定に際しては、まず、KDBシステムや公的統計等を用いて死亡、介護、医療、健診などの関連データを分析し、健康課題を抽出する。健康課題の整理に際しては、生活習慣病の進行イメージに沿って、特に保健事業における介入により予防可能な疾患に着目する。 次に、整理した健康課題及び前期計画の振り返りを踏まえ、計画目的及び目標を設定した上で、目標達成のために取り組むべき保健事業の評価指標を設定する。

3. 保健事業

保健事業
①健診受診者を増やす取り組み ②生活習慣病発症予防・保健指導（発症予防） ③生活習慣病発症予防・保健指導（重症化予防） ④がん対策

地域計画の策定について

○概要

- ・農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、全市町村に令和6年度末までの策定を義務付け。
- ・地域との話し合いを経て、将来あるべき農地利用の姿を明確化させるもの。
- ・対象とする「将来にわたって守りたい農地」を、5年後、10年後に誰が耕作しているか、一筆ごとに明らかにした「目標地図」を作成する。

○これまでの経緯と今後の予定

- ①R5.10～12 市内9エリアで協議の場(江津市人・農地ビジョン会議)を実施
- ②R6.4 協議の場の結果の公表
- ③R6.6.4～17 地域計画案の公告・縦覧(2週間)
- ④R6.7.1 地域計画の公告・策定
- ⑤R6.7.1～ 地域の実情等を鑑み、エリアごとに毎年見直しを検討

○地域計画の内容

- 1.地域における農業の将来の在り方
- 2.農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標
- 3.農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置
- 4.地域内の農業を担う者一覧
- 5.農業支援サービス事業者一覧(該当エリアのみ)
- 6.目標地図

○地域計画の実効に向けた取り組み

- ・将来にわたって守りたい農地の維持
 - 大規模経営体へスムーズに集約できる仕組みづくり
 - 地域で維持・管理する体制づくり
 - 粗放的利用の推進
- ・地域の農業を担う者の確保・育成
 - 機械導入にかかる支援事業の対象拡大
 - 担い手間の連携による経営の効率・安定化
 - 農業法人の誘致、新規就農者の確保・育成等

トピックス 1

食料安全保障の強化に向け、構造転換対策や地域計画の策定を推進

(特定農産加工業者の経営改善と原材料の調達安定化を促進)

経済連携協定の締結等により農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化による影響が継続している状況を踏まえ、特定農産加工業者¹の経営の改善を引き続き促進するため、特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期限を5年間延長するとともに、輸入小麦・大豆の価格水準の上昇等によりその調達が困難となっている状況を踏まえ、原材料の調達の安定化を図るための措置に関する計画承認制度を設け、当該承認を受けた特定農産加工業者に対する公庫による貸付けの特例の措置等を講ずる「特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案」を第213回通常国会に提出したところです。

(令和5(2023)年4月に改正農業経営基盤強化促進法が施行)

高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集積・集約化に向けた取組を加速化することが、喫緊の課題です。令和5(2023)年4月に施行した改正農業経営基盤強化促進法では、市街化区域を除き、基本構想を策定している市町村において、これまでの「人・農地プラン」を土台とし、農業者等による話し合いを踏まえて、将来の地域農業の在り方や目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した目標地図を含めた「地域計画」を策定することとしています(図表 トピ1-2)。

図表 トピ1-2 地域計画策定の流れ



資料：農林水産省作成

地域計画の策定は、食料安全保障の強化やスマート農業技術の導入による生産性の向上、環境と調和のとれた食料システムの確立等にも重要な意義を有することから、令和7(2025)年3月までに各市町村において策定が着実に進められるよう、関係機関・団体が一体となって計画的に取組を推進していく必要があります。

(「地域計画」の策定を推進)

地域計画は、地域農業の将来設計図となるものであり、若年者や女性を含む幅広い意見を取り入れながら、地域の農業関係者が一体となって話し合い、策定することが重要です。

¹ 特定農産加工業者とは、農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化の影響を受ける農産加工業であって農林水産省令で定める業種に属する事業を行う者のこと

市町村は、幅広い関係者に参加を呼び掛け、協議の場を設置するとともに、協議の場では、区域の現状や課題を踏まえ、米から輸入依存度の高い小麦・大豆等への転換、輸出向け農産物の生産、有機農業の導入、耕畜連携等による飼料の増産、水田の畑地化といった地域の実情を踏まえた目指すべき将来の地域農業について協議することが重要です。

また、地域の農地を次世代に確実に引き継いでいくため、農業上の利用が行われる農地は、農地中間管理機構(以下「農地バンク」という。)を活用した農地の集積・集約化を進めるとともに、農業上の利用が困難な農地は、計画的な土地利用を推進するなど、一体的に推進していくことによって地域の農地の利用・保全を計画的に進め、農地の適切な利用を確保することとしています。

農林水産省では、地域計画の策定に向け、市町村等による協議の実施・取りまとめ、地域計画案の取りまとめ等の取組を支援するほか、農業委員会による目標地図の素案作成の取組支援、都道府県による市町村等への説明会や研修会の開催等の取組を支援することとしています。

(事例) エリアごとでの話し合いを進め、地域計画の策定を推進(島根県)

島根県江津市では、コーディネーターを活用し、地域単位における将来の農業の方向性や、将来の農用地利用の姿である目標地図をまとめた地域計画の作成を進めています。

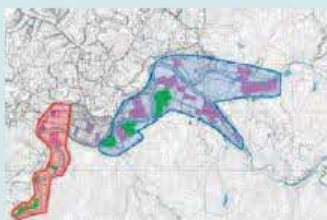
同市では、狭隘な農地においても収益を上げるため、有機農業を中心に、付加価値を高めるための取組が進められてきました。一方で、人口減少や高齢化が進む中、農地の減少は住民の生活圏域の圧迫につながる課題であり、担い手への農地の集積を始めとした農地を維持するための取組が課題となっています。

このため、同市では、令和元(2019)年7月に、市や農業委員会、農地バンクを核とした推進体制を構築し、市全体の人・農地施策の方針調整を定期的で開催し、話し合いを進めてきました。

令和3(2021)年度には、人・農地プランで実質化した市内45集落を9エリアに広域化するとともに、各エリアにエリア・ビジョン会議を設置し、コーディネーターを活用しながら、担い手の意向に重心を置いたエリア・ビジョンを作成しました。また、農地に対する担い手の意向を「見える化」し、農地利用の将来を描いた図表である「人・農地利用ゾーニング」を作成することにより、農地の集約を促進させる手法を整理しました。

さらに、令和5(2023)年9月には、担い手からの意向の聞き取りやエリア・ビジョン会議を経て作成した人・農地利用ゾーニングを「分析できる地図」として整理した上で、令和6(2024)年1月に、協議の場での意見を反映した地域計画と目標地図の素案を作成し、同年7月を目途に地域計画を取りまとめることとしています。

今後は、耕作者・地権者に対し、人・農地利用ゾーニングに係る説明を丁寧に行っていくほか、担い手が守ることが困難な農地に対しては、集落が主体となって打開策を考え、長期にわたって営農が続けられるようサポートをしていくこととしています。



集落のゾーニング例

資料：島根県江津市



エリア・ビジョン会議

資料：島根県江津市

タクシー利用助成事業について

1. 概 要

交通弱者に対するタクシー利用の助成を目的に、以下の取組を行う。

- (1) 市は、タクシー利用助成券（以下、「助成券」という）を発行し、対象者に対して購入金額の半額を助成する。
- (2) 対象者は、助成券を購入し、タクシー利用の際に使用する。
- (3) タクシー事業者は、助成券の実績に応じた金額を市に請求する。
- (4) 本事業は、本年10月1日から運用を開始する。

2. 対象者

本事業が対象とする者は、江津市に住民票を有する者で、以下の要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 75歳以上の者であること。

- (2) 運転免許証自主返納者であること。

【留意点】✓(1)について…原則、助成券購入日時点において75歳以上であること。

✓(2)について…更新せず、有効期限を経過した運転免許証保有者を含める。

✓福祉タクシー利用券の対象者を除外しない。

3. 助成券

(1) 仕様

- ①名称を「江津お出かけタクシーチケット」とする。
- ②1セット500円券4枚つづりとする→1セット（2,000円分）を1,000円で販売
- ③利用者氏名を明記する→不正使用（譲渡、転売等）の防止

(2) 販売・購入

- ①1人当たりの上限を6セット（計12,000円分＝販売価格6,000円）とする。
- ②初回購入時には手続きを要するが、2回目以降は前回購入時の領収書の提示をもって省略可とする。
- ③令和6年度については、各地域コミュニティ交流センターでの出張販売を実施する（9月～）。

(3) 利用

- ①タクシー利用1回当たりの使用枚数に制限を設けない（複数人利用時の同時使用も可）。
- ②他の割引制度との併用に制限を設けない。
- ③使用する助成券額面合計に比較して実運賃が少額の場合に生じる差額は考慮しない。

(4) 注意事項

- ①助成券は対象者（購入者）以外の者の使用を禁止する。
- ②助成券の譲渡、転売等の不正使用を禁止する。
- ③再発行及び払い戻しは受け付けない。

4. 今後の予定

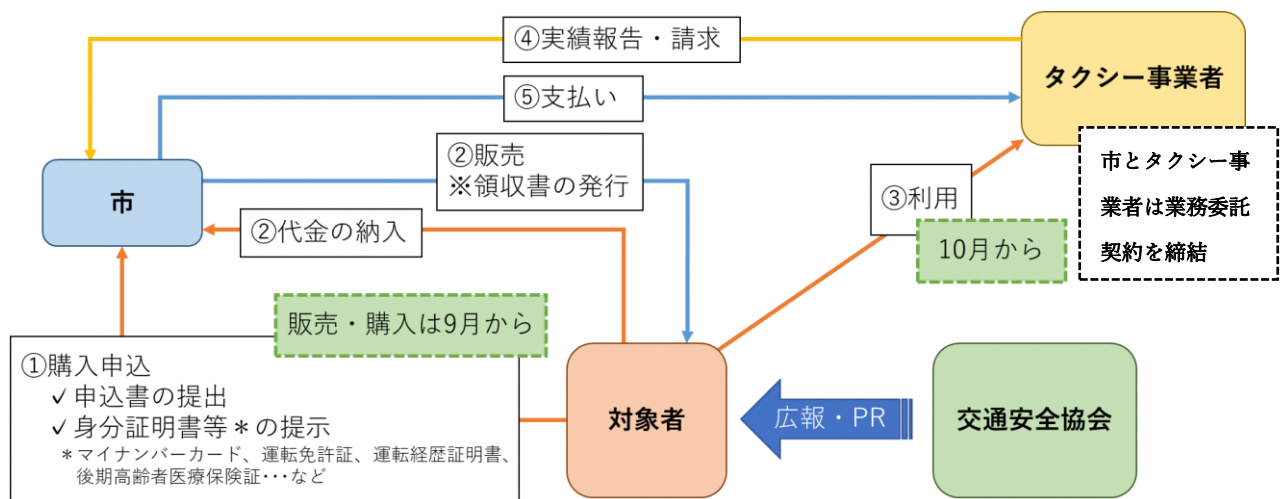
- (1) 7月後半：江津市地域公共交通会議での審議/実施要綱の策定
- (2) 8月～：広報の開始
- (3) 9月～：助成券の事前販売開始
- (4) 10月1日：タクシー事業者との業務委託契約の締結/事業運用開始

5. 参画予定タクシー事業者（令和6年6月20日時点）

No.	事業者名	車いす	寝台	所在地
1	日本交通(株)江津営業所			江津市
2	浅利タクシー(有)			
3	桜江タクシー			
4	Kーサポート(株)	○		
5	浜タク江津営業所			
6	みなと第一交通			浜田市
7	旭タクシー			
8	金城タクシー			
9	川本タクシー	○		川本町
10	介護タクシーみらい	○	○	江津市
11	ハート介護タクシー江津営業所	○	○	
12	マリン介護タクシー	○	○	浜田市

※福祉タクシー利用券との重複利用が想定されるため、助成券利用可能事業者＝福祉タクシー利用券利用可能事業者としている。

6. 手続等の流れ



7. 効果・目標

(1) 想定される効果

フェーズ	状態	一次的な効果	二次的な効果
ステップ1	本事業の運用が開始される	公共交通空白地域の部分的解消	公共交通の利用環境の改善
		経済的負担の軽減	外出機会の増加
ステップ2	本事業が広く浸透し多くの人が利用する	運転免許証自主返納の促進	高齢ドライバー交通事故の減
		運転経歴証明書の取得推進	サポート協賛店事業の充実
		タクシー利用の需要喚起	タクシー事業者への側面支援
ステップ3	本事業が交通弱者対策として定着する	交通体系を再構築するうえでの前提条件となる	交通体系の変更及び統合・整理等による効率化の促進

(2) 数値目標

- ①公共交通カバー率の向上（現状 84.8%）
- ②75歳以上運転免許証保有率の低下（現状 34.8%）
- ③外出を控えている理由「交通手段がない」が占める割合の低下（現状 16.6%）

令和6年5月9日教育委員会議決

江津市小、中学校プール施設整備方針

児童及び生徒の学ぶ機会の確保を大前提に本市におけるプール施設整備について、学校のプール施設における現状と課題から以下の方針とする。

○老朽化等により大規模改修が必要となった場合には、プール施設を廃止する。

○新たな学校の建設にあたっては、プール施設の整備を行わないこととする。

○学ぶ機会の確保として、他校又は民間プールを利用して水泳の実技授業や着衣水泳指導等を行う。

【学校のプール施設における現状と課題】

1 学校のプール施設に影響を及ぼす気象状況について

市内各学校のプールは、すべて屋外プール施設となっており、水泳指導を実施する時期は、出水期と重なり梅雨や台風の影響を多く受けている。さらに近年の猛暑による熱中症対策などで計画的な水泳指導と夏休みのプール解放の開催が困難な状況になりつつある。

2 保護者負担の軽減について

夏季休業中のプール解放については、期間中に10日間程度行われており、1日当たり4人から13人程度の保護者が監視等の協力をおこなっている。事故等への責任や保護者によっては仕事を休んで対応しているなど大きな負担となっている。

3 教職員の働き方改革について

学校では、年間を通してプールの管理を行っている。プール開きのために、教

職員だけで放課後に掃除を行うこともあり、さらに水泳の実技指導が始まれば、毎日管理する必要がある。その維持管理や水質管理などの業務が教職員の大きな負担になっている現状があり、このような過度な負担を軽減し、教育の質の向上を図る取り組みが必要。

4 整備及び維持管理について

本市の各学校のプール施設は建設から相当の年数が経過し、老朽化により修繕等を行わなければならない状況にある。プール施設は、利用期間が限定的であることから、修繕等については、更衣室やトイレなどプール付帯施設の修繕等も含め、毎日利用する校舎や屋内運動場等に比べて優先度が低く、積極的な修繕や機能改善の整備は行うことが難しい状況。また、プール施設を新たに建設する場合は、立地や敷地面積等の諸条件によって建設費が大きく変わり、2～3億円かかると試算されている。